

新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業に伴う水戸市立学校管理規則の特例を定める規則

(学期の特例)

第1条 令和2年度における水戸市立小学校，中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）の学期は，水戸市立学校管理規則（昭和55年水戸市教育委員会規則第13号。以下「管理規則」という。）第2条第2項の規定にかかわらず，学年を分けて次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から3月31日まで

(夏季休業日の特例)

第2条 令和2年度における学校の夏季休業日は，管理規則第3条第1項第7号の規定にかかわらず，8月8日から8月23日までとする。

付 則

この規則は，公布の日から施行し，令和2年4月1日から適用する。

令和2年6月17日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

水戸市立学校管理規則（一部抜粋）

（学年及び学期）

第2条 学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

（休業日）

第3条 学校の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3)及び(4) 削除
- (5) 県民の日を定める条例(昭和43年茨城県条例第3号)に規定する県民の日
- (6) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで(ただし、第1学年は入学式の前日まで)
- (7) 夏季休業日 7月21日から8月26日まで
- (8) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで
- (9) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで(ただし、卒業学年は卒業式の翌日から3月31日まで)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、水戸市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育長の承認を得た日